

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部健康推進課
委託業務番号	令和6年度 長健推第509号
委託業務名称	国保特定保健指導業務(令和5年度継続分)委託
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	国保特定保健指導 継続特定保健指導(動機付け支援) 継続特定保健指導(積極的支援)
履行期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで
契約年月日	令和6年4月1日
契約額(税込)	1 継続特定保健指導(動機付け支援) @7,700円 2 継続特定保健指導(積極的支援) @27,500円
契約の相手方	[所在地又は住所] 野洲市永原上町664番地 [商号又は名称] 一般財団法人 滋賀保健研究センター
契約相手方の選定理由	特定保健指導業務は、対象者への保健指導が年度を跨ぐ場合でも一貫性のある継続的な指導が必要である。健診後(保健指導途中)の対象者に対し、継続的な保健指導が必要であることから、一貫性のある保健指導支援が提供できる前年度業者に業務委託するものである。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸)</p> <p>(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>